

平成28年度 薩摩川内市ゴールド集落定住促進補助金 評価表 NO. 6

所管部課名	企画政策課	担当者	上村 裕一					
事務事業名	ゴールド集落活性化事業費							
根拠法令	薩摩川内市ゴールド集落定住促進補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	6,600千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	6,600千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	ゴールド集落に転入または転居した者の数		-		-			
成果指標②								
補助対象者	ゴールド集落に転入または転居した者							
補助対象経費	なし							
補助対象事業・活動の内容	なし							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	1人当たり6万円 + 18歳未満は初年度のみ1人当たり10万円を追加(最高4回)							
上記項目の積算方法	薩摩川内市ゴールド集落定住促進補助金交付要綱第5条のとおり							
補助を受ける事業(団体)等の 経過3年分の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	14,120,000	100.0%	7,200,000	100.0%	4,020,000	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	14,120,000	100.0%	7,200,000	100.0%	4,020,000	100.0%
	支出	事業費	14,120,000	100.0%	7,200,000	100.0%	4,020,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		14,120,000	100.0%	7,200,000	100.0%	4,020,000	100.0%	
支出計/前年度支出計				51.0%		55.8%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		105(新37、継68)		68(新6、継62)		40(継続のみ)		
成果指標の推移①		64人		8人		-		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【その他】平成25年度末で廃止し、ゴールド集落定住住宅補助及びゴールド集落リフォーム補助へ改正。平成26年度以降は、継続分のみ予算措置。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該補助金を活用し、定住を促進することで、人口増加につながり、ゴールド集落内において特に懸念されるコミュニティ活動の低下への対策となる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	高齢化が進行するゴールド集落への定住者増加を図るためには、転入・転居する者に対する補助制度を設けることが有効であると思われる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	特にゴールド集落においては、人口減少・高齢化は深刻な問題であり、地域におけるニーズも当該補助金の趣旨に沿っている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人が自身の居住のために行うものであり、行政が実施すべき事業ではない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	要綱に規定された算出方法を用いて交付している。補助対象経費以上の補助額にはならないため、妥当な補助額である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	住宅を新築または購入した際における補助であり、同一世帯に対して何度も補助するものではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	移住者により地域経済の活性化へつながっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	ゴールド集落の他の支援制度と併せて実施することにより、定住人口の確保が図られている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費は要綱において明確に規定されており、妥当性が認められると考えられる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性<input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の補助金と統合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>補助内容の改善 <input type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>移管</p> <p><input type="checkbox"/>休止</p> <p><input type="checkbox"/>廃止</p> <p>〈上記方向の理由〉</p> <p>より効果的な補助制度にするために、これまでの交付件数などのデータをもとに、平成28年度において補助内容を検討する。</p>	外部評価結果	<p>〈視点別評価〉</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p> <p>定住促進部会及び作業部会を開催し、10月頃までに改正案を固めたい。</p>		<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向 <input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の補助金と統合</p> <p><input type="checkbox"/>補助内容の改善 <input type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>移管</p> <p><input type="checkbox"/>休止</p> <p><input type="checkbox"/>廃止</p> <p>〈まとめ〉</p>

○薩摩川内市ゴールド集落定住促進補助金交付要綱

平成22年3月29日

告示第141号

改正 平成24年7月5日告示第607号

全改 平成26年3月28日告示第129号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成22年薩摩川内市条例第4号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市ゴールド集落定住促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 向田町、東向田町、西向田町、向田本町、神田町、若松町、東開聞町、西開聞町、横馬場町、鳥追町、白和町及び平佐町の一部の区域をいう。

(2) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持している者として、世帯側から申告されたものをいう。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(3) 移動日 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳において、市内転居（転居届を提出して本市の区域内において住所を変更することをいう。以下同じ。）又は市外転入（転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住むことをいう。以下同じ。）した日をいう。

(4) 初回申請日 補助金の交付を受けようとする者が行う申請のうち、移動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に行われるもの（以下「初回申請」という。）を受理した日をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、条例第2条に規定するゴールド集落のうち中心市街地を除く区域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（以

下「補助要件者」という。)の世帯責任者とする。

(1) 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に前条に規定する補助対象区域に市外転入又は市内転居した者(補助対象区域内から別の補助対象区域内に転居した者及び補助対象区域外に転出又は転居してから1年以内に補助対象区域内に再転入又は再転居した場合を除く。)

(2) 居住地の自治会に加入した者

(3) 市税等の滞納がない者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助要件者(世帯責任者と現に同一の住居で起居し、生計を同じくする者に限る。以下同じ。)1人につき1年度当たり6万円とする。

2 初回申請日において、18歳未満(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるものを含む。)の補助要件者については、当該補助要件者に係る初回申請に限り、1人につき10万円を加算する。

3 第1項の規定による補助金は、初回申請日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度(以下「最終年度」という。)までの各年度において受けることができる。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ゴールド集落定住促進補助金(新規・継続)交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 市税等の完納証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 初回申請 移動日の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間

(2) 初回申請を行った年度の翌年度以降から最終年度までの各年度における申請 移動日を各年度の基準日として、基準日から6箇月以内

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる事項を確認の上、交付の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、ゴールド集落定住促進補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(1) 第4条各号に掲げる要件

(2) 申請における偽りその他の不正

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない
と認めるもの

(決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、各年度における補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付申請日から1年以内に生活の本拠を補助対象区域外に移すこととなったとき。

(2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

2 市長は、前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると認められる場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(成果)

第9条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、ゴールド集落への定住の促進と自治会活動の活性化とする。

(見直しの期間)

第10条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第11条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、補助対象区域への市外転入又は市内転居した世帯の人員数によって測定するものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第12条 補助金の交付を受けた者は、薩摩川内市自治基本条例（平成20年薩摩川内市条例第41号）第21条及び第25条の規定に基づき、ゴールド集落のコミュニティ活動に対する理解を深め、その活動に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月5日告示第607号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第129号）抄
（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。